「小さな拠点づくり」モデル地区推進事業総合補助金 交付要綱

制 定:令和2年3月17日付けしま暮第556号

一部改正:令和3年2月9日付け中離振第228号

(趣旨)

第1条 県の交付する「小さな拠点づくり」モデル地区推進事業総合補助金(以下「補助金」という。)については、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)及び「小さな拠点づくり」モデル地区推進事業実施要綱(令和3年2月9日付け中離第228号。以下「実施要綱」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 県は、「小さな拠点づくり」モデル地区推進事業の実施により、モデル地区での取組を 推進する市町村に対して支援を行うため、実施要綱第4に規定する支援対象事業を行う市町 村に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者、補助対象事業等)

- 第3条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は実施要綱第3のとおりとし、補助金による交付の対象とする事業(以下「補助対象事業」という。)及び補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表及び実施要綱第4の規定のとおりとする。
- 2 補助額及び補助上限額については、別表のとおりとし、補助額の算定に当たり千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助対象事業の開始日までに、実施要綱第 5の事業計画書とともに様式第1号による交付申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 実施要綱第6の規定により認定をうけた実施期間の2年目以降に係る補助金の交付を受けようとする市町村は、実施要綱第7の規定により、当該年度に係る事業明細書及び事業費積算表も作成し、様式第1号による交付申請書とともに知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

- 第5条 知事は、前条に規定する申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、 補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を市町 村に通知するものとする。
- 2 知事は、適正な交付を行うため必要と認める場合は、補助金の交付申請に係る事項について、条件を付して交付決定をすることができるものとする。

(変更交付申請)

- 第6条 補助金の交付決定を受けた市町村(以下「交付決定市町村」という。)は、実施要綱第8に規定する変更認定を受けようとするときは、様式第2号による変更交付申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 実施要綱第8に規定する変更認定申請書は、前項に規定する変更交付申請書をもって代えることができる。

(補助金の交付)

第7条 知事は、補助金の確定の後、交付決定市町村から様式第3号による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(概算払)

- 第8条 知事は、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について、概算払を することができる。
- 2 交付決定市町村は、概算払を受けようとするときは、様式第3号による請求書を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限等)

- 第9条 交付決定市町村は、規則第13条第1項に規定する知事の承認を受けようとする場合には、様式第4号による財産処分承認申請書を提出するものとする。
- 2 取得財産のうち、規則第13条第1項第4号の規定により知事が指定するものは、取得価格 又は効用の増加価格が50万円を超えるものとする。
- 3 規則第13条第2項の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する 省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(補助対象事業の経理)

第10条 交付決定市町村は、補助対象事業の経理について、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年の間保存しておかなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年2月9日から施行する。

別表 (第3条関係)

補助対象事業	補助額の算定	補助上限額
モデル地区における生活機能	当該年度において、市町村	本要綱により令和2年度から
の確保のため、市町村が実施	が各補助対象事業の実施に	令和6年度までの間に交付を
するもので、市町村がその事	要した額の合算額に、原則	受ける額と、「小さな拠点づく
業費に過疎対策事業債を充当	として3分の2を乗じて得	り」モデル地区推進事業(起債
しないで実施する事業	た額を補助額とする。	分)総合補助金交付要綱によ
		り令和3年度から令和7年度
		までの間に交付を受ける額と
		の合算額が、実施要綱第4に
		規定する対象事業費の上限額
		をもとに、ハード事業につい
		ては10分の2、ソフト事業に
		ついては3分の2を乗じて得
		た額とする。

 文
 書
 番
 号

 年
 月
 日

島根県知事様

市町村長

年度「小さな拠点づくり」モデル地区推進事業総合補助金交付申請書

令和 年度「小さな拠点づくり」モデル地区推進事業総合補助金の交付を受けたいので、 同補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額

金〇〇〇, 〇〇〇円

2 実施要綱第5に規定する事業計画書

<添付書類>

・予算書 (関係箇所のみ)

 文
 書
 番
 号

 年
 月
 日

島根県知事様

市町村長

年度「小さな拠点づくり」モデル地区推進事業総合補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの事業について、 同補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請し ます。

記

 1 当初交付決定額
 金○○○, ○○○円

 2 変更後交付申請額
 金○○○, ○○○円

 3 差引変更額
 金○○○, ○○○円

4 変更の理由

<添付書類>

- ・予算(見込)書(関係箇所のみ)
- ・実施要綱第5に規定する事業計画書を変更したもの(変更箇所を明示すること)

 文書
 番号

 年月日

島根県知事様

市町村長

年度「小さな拠点づくり」モデル地区推進事業総合補助金 精算・概算 払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの交付金について、下記により交付されたく請求します。

記

文 番 号 年 月 日

島根県知事 様

市町村長

年度「小さな拠点づくり」モデル地区推進事業総合補助金 財産処分承認申請書

令和 年度「小さな拠点づくり」モデル地区推進事業総合補助金により取得した財産等に ついて、下記のとおり処分したいので、「小さな拠点づくり」モデル地区推進事業総合補助金交 付要綱第9条の規定により承認を申請します。

記

- 1. 処分をしようとする財産等
- 2. 処分を必要とする理由
- 3. 処分の方法
- 4. 処分対象財産の状況

財産等	財産等			取得	価格	取得	残存価格		
の種類	の名称	形式	数量	単価	金額	年月日	単価	金額	備考
				円	円		円	円	